**○環境省令第二十七号**

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、環境省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

環境大臣　原田　義昭

環境省定員規則の一部を改正する省令

環境省定員規則（平成二十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （本省及び原子力規制委員会の定員）<br>**第一条**　環境省の本省及び原子力規制委員会の定員は、次の表のとおりとする。 | （本省及び原子力規制委員会の定員）<br>**第一条**　環境省の本省及び原子力規制委員会の定員は、次の表のとおりとする。 |
| 区分 / 定員 / 備考<br>本省 / 二、〇八二人 / うち、一人は、特別職の定員とする。<br>原子力規制委員会 / 一、〇三一人 / 事務局及び施設等機関の職員の定員とする。<br>合計 / 三、一一三人 / | 区分 / 定員 / 備考<br>本省 / 二、〇七六人 / うち、一人は、特別職の定員とする。<br>原子力規制委員会 / 一、〇二七人 / 事務局及び施設等機関の職員の定員とする。<br>合計 / 三、一〇三人 / |

**附　則**

この省令は、平成三十一年一月一日から施行する。

**○防衛省令第十一号**

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項及び防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第四条の二第二項の規定に基づき、防衛省定員規則及び防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月二十七日

防衛大臣　岩屋　毅

防衛省定員規則及び防衛省職員給与施行規則の一部を改正する省令

（防衛省定員規則の一部改正）

**第一条**　防衛省定員規則（平成二十七年防衛省令第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （本省及び防衛装備庁の定員）<br>**第一条**　防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。 | （本省及び防衛装備庁の定員）<br>**第一条**　防衛省の本省及び防衛装備庁の定員は、次の表のとおりとする。 |
| 区分 / 定員 / 備考<br>本省 / 一九、五四一人 / うち、二七人は、一般職の職員の定員とする。<br>防衛装備庁 / 一、三九〇人 / <br>合計 / 二〇、九三一人 / | 区分 / 定員 / 備考<br>本省 / 一九、五一九人 / うち、二七人は、一般職の職員の定員とする。<br>防衛装備庁 / 一、三八八人 / <br>合計 / 二〇、九〇七人 / |